

身延町立小中学校後期統合計画

平成25年3月

身延町教育委員会

目 次

はじめに	2
1 身延町立小中学校統合計画・前期計画の総括	4
2 後期計画に関する基本的な考え方	4
3 後期計画の期間	5
4 学校の適正規模・適正配置の基準	5
(1) 小学校	6
(2) 中学校	6
5 学校統合を進める上での留意点	7
(1) 通学区域(学区)の設定	7
(2) 統合準備委員会の設置	8
(3) 既存校舎の利用	8
(4) 意見・要望等の反映	8
(5) 教育予算の重点配分	8
6 具体的な統合校に係る計画	9
小学校	9
(1) 北部学区：久那土小学校、西島小学校の統合	9
(2) 中部学区：下部小学校、原小学校、下山小学校の統合	10
(3) 南部学区：身延小学校、大河内小学校の統合	12
中学校	14
(1) 町内1学区：久那土中学校、下部中学校、中富中学校、身延中学校の統合	14
7 その他(後期計画において配慮すべき事項)	16
(1) 校舎等教育財産でなくなったものの取扱い	16
(2) 学校給食調理施設について	17

はじめに

教育基本法はその第2条に教育の目的を実現するための目標を高く掲げ、第6条では学校教育の場においてこれを達成するよう「教育を受ける者の心身の発達に応じ、体系的な教育が組織的に行われなければならない。」と定めています。

平成16年3月に策定された下部町、中富町、身延町の新町建設計画並びに同年4月に調印のあった合併協定書では、小中学校の適正配置に言及しています。

新町発足後の身延町教育委員会もまた、児童生徒の減少により町内小中学校の小規模・過小規模化が急速に進んだために、個々の学校における取組みだけでは克服することが困難な、つまり学校規模そのものによって起因し体系的かつ組織的な教育を阻害する要因の顕在化は著しいと考えてきました。

これらの諸問題を解決する方途について諮問すべく身延町立小中学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置した結果、1年余の調査及び審議を経た平成20年8月に、第一義的に解消すべき問題は学校の小規模傾向にあるとして、具体的に減ずる小中学校数にまで踏み込んだ答申（以下「答申」という。）がなされました。

それは、答申の時点で小学校9校、中学校5校設置されていたものを、第一段階から最終の第三段階まで概ね10年の間に順次減ずることによって、小学校を2校に、中学校は1校にするというものでした。

教育委員会は、この答申により示された管内小中学校の現状認識と教育委員会に課せられた命題を真摯に受け止め、平成21年2月に身延町立小中学校統合計画・前期計画（以下「前期計画」という。）を策定しました。

答申並びに前期計画の策定以降も児童、生徒数の減少傾向は続いています。教育委員会は、今般ここに、近い将来を想定したときに最善であるとした具体的な小中学校の配置を示すため、概ね平成30年度までを計画期間とする身延町立小中学校後期統合計画（以下「後期計画」という。）を策定しました。

策定にあたっては、学校が地域によって支えられたコミュニティの核であることと、多くの子どもたちが巣立っていった歴史的事実を考慮しながらも、前期計画同様に次代を担う身延町の子どもたちの教育環境を改善することを最重要課題と位置づけました。また、前期計画を推進する過程において保護者、地域住民、町議会の皆様方（以下「関係各位」という。）からいただいたご意見や、平成23年12月に小学生以下の児童の保護者を対象としたアンケート結果も可能な限り反映するよう努めました。

後期計画は、前期計画が一応の成果を得たことから、これを踏まえて新たな学校の適正配置等を最初から構築しました。今後は関係各位並びに関係機関と話し合いを重ねるなかで、広く町民各位のご理解を得ながら学校統合を進めるものいたします。

身延町教育委員会

1 身延町立小中学校統合計画・前期計画の総括

前期計画では、答申における最終的な小中学校の適正規模及び適正配置を見据えつつ、複式学級の解消など喫緊とされる問題に取り組みました。一部計画変更がありましたが、保護者をはじめとする関係各位のご理解をいただきながら、豊岡小学校は平成22年4月に身延小学校と、下山中学校は平成23年4月に身延中学校と統合し、また、静川小学校及び西嶋小学校は平成24年4月に新たな西島小学校として開校し、前期計画は具体的な成果を見て終了をしたところです。

この間、教育委員会は、関係各位から様々なご意見をいただきました。これらの多くは、現状の少人数による学級・学校の長所短所、又は学校統合をすることによって一定規模とするものの長所短所、児童生徒の通学問題、あるいは統合がもたらす地域や町全体への影響などに集約されるものでした。

教育委員会は、いただいたご意見を真摯に受け止め、学校教育の環境を整えるために努力してまいりましたが、児童生徒を主体として教育行政を執り行う過程においては、関係各位の意に沿うこと適わないことも多くありました。

しかしながら、前期計画において新たに誕生した学校において、統廃合に起因する問題点が特になかったことや、集団が大きくなることにより活気の増した学校を見るにつけ、前期計画における管内小中学校の適正規模・適正配置に関する取り組みを、今後の後期計画に資するものとして引き続き推進すべきであると認識し、前期計画を総括します。

2 後期計画に関する基本的な考え方

後期計画は、本町の小中学校が小規模・過小規模化する傾向に歯止めがかかる様子になく、依然として教育環境を取り巻く状況が厳しいことから、統合の目的などの基本的な考え方について、概ね前期計画を踏襲しています。

本町の小学校の現状は、平成24年11月現在、1学年平均児童数が10人を超えるのは7校中3校にすぎず、複式学級の編制対象も2校となっています。また学年により男女の偏りがみられ、異性がゼロ、又は1人といったケースすらあります。特に久那土小学校、下部小学校でこのような状態に該当すると、小学校と通学区域（以下「学区」という。）が同じ久那土中学校、下部中学校を卒業するまで同じ環境におかれることになります。

また、中学校の1学年平均生徒数は、平成24年4月現在、各校とも10人を超えていますが、すべての学年でクラス替えが可能な学級数2以上の学校は4校中1校にとどまっています。

小規模校及び過小規模校（以下「小規模校等」という。）特有の問題は、すでに答申や前期計画で繰り返し述べてきましたが、グループ学習、体育、音楽、運動会や学園祭などの学校行事、部活動など、一定規模の集団によって成立する躍動的な教育活動が困難なことにあります。

教育基本法が掲げる「豊かな情操」「自主及び自立の精神」「自他の敬愛」等の目標を例に引くまでもなく、個々の人格の形成には、児童や生徒間において、互いに多様な考えのなかで切磋琢磨し、個性が競合したり理解を深め合うことが必要です。

そして教育委員会は、社会性とは、一定規模以上の集団内の多様な人間関係を通して、より確実に身に付けていくものであると考えます。

教育委員会は、身延町の児童生徒に学びの場における多様な選択肢を用意して、より一層教育効果を高めたいと考えています。そのためには前期計画に引き続き行う学校統合が急務であり、以下に示す学校規模を確保することにより小規模校等に特有の制約を解消することを目的とします。

学校統合に伴う児童生徒の負担を最小限度にとどめるよう配慮しつつ、今の時点で考える学校の適正規模及び適正配置について、より具体的でより適当とする教育委員会の考えを、ここに後期計画として示すものです。

3 後期計画の期間

答申及び前期計画が統合計画全体の推進期間を概ね10年としたことを受け、後期計画では、平成31年度には最終的な学校配置が成されているように取り組みます。

4 学校の適正規模・適正配置の基準

後期計画は、学校の適正規模・適正配置について、今までの経緯等を踏まえていますが、学校の「適正規模」とは教育課程を適切に実施するために、学校として最低限必要である規模であると捉え、また、学校の適正配置と合せ、次のとおり基準を定めました。

(1) 小学校

ア 学年規模(※1)

理想は、クラス替えが可能であるよう各学年2学級以上、全学年では12学級以上とすることですが、現状では管内7小学校全てを統合し1校としなければ叶いません。すると、本町の広範かつ地形的な要因により、通学する児童の負担が大きいという問題が生じます。したがって、今まで同様に各学年1学級であることは止むを得ないものとしします。

イ 学級編制(※2)

学級編制に際して実際に運用しているのは山梨県の「はぐくみプラン」という基準ですが、国では学級編制について1学級40人を標準としています。つまり、40人を越えると2学級となります。

しかし、本町では全体の児童数の関係から統合後の小学校で1学年41人以上を確保することは困難なので、柔軟な学級編制に努めるものとしします。

ウ 学校数

答申及び前期計画では最終的に町内2校とすることを目標としましたが、これまでにいただいたご意見や統合後の学区の決定、通学方法そして前記イの学級編制などの問題を考慮した結果、町内全体で北部、中部、南部で各1校とする3校を適正配置とします。

(2) 中学校

ア 学年規模(※1)

授業時数の多い教科で複数の教員を、実技系教科には専任教員を配置し充実した指導を行うために、また、クラス替えが可能となるよう各学年は2学級以上とし、全学年で6学級以上とします。

イ 学級編制(※2)

学級編制については将来的に1学級35人まで制度が緩和される余地はありますが、現状では国は1学級40人を標準としています。学年規模で目標とした2学級を実現するには、学年全体が41人以上でなければなりません。したがって、各学年とも2学級以上の編制が可能となるように取り組みます。

ウ 学校数

仮に1校に統合したとしても、平成29年度は、学級編制に関する国の基準によると各学年2学級となり、以降も同様に推移することになります。

したがって、教科においては一定の集団内で競い合うことで生徒個々の習熟の向上が図られ、また、学校行事、部活動などでも個性のある多様な集団が形成されるよう、中学校は1校を配置するものとします。

- ※1 学校教育法施行規則では、小学校、中学校ともに12から18学級を標準としています。さらに文部科学省の学校規模の分類では、小学校は、6から11学級までを小規模校、5学級以下を過小規模校とし、中学校は、3から11学級までを小規模校、2学級以下を過小規模校としています。したがって、本町の小中学校はいずれも小規模校、過小規模校ですが、適正規模そのものが地方公共団体の実情によってあいまいにされています。過小規模校については、ここでは特に統廃合を急がなければならない複式学級の編制対象を有する学校を念頭に置いています。

学校規模等に関する法令等の定めは、「標準」「基準」「ただし」「概ね」という概念が随所に見受けられ、指標としては比較的緩やかなものです。

- ※2 学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則」に拠ります。国は小中学校とも1学級40人（小学校1年生だけは35人）を標準していますが、実際には県の基準である「はぐみプラン」により、小学校では1、2年生は30人、3、4年生は35人で、中学校では1年生だけを35人で編成することになっています。ただし、県は35人学級について今後も対象学年を広げる動きにあります。

複式学級の基準は、小学校では、国は1、2年生合せて8人以下の場合と2年生以上の隣り合う学年で16人以下の場合複式学級を編制することになっていますが、これも県の基準を用い、1年生は対象外とし、それ以外は隣り合う学年の児童数が12人以下となったとき編制することになります。なお、中学校は、国の基準はあるのですが県の方針により複式学級を編制していません。

5 学校統合を進める上での留意点

(1) 通学区域（学区）の設定

統合後の小学校における学区は、適正規模を確保しつつ適正配置された学校の所在地を中心にしておのずと定まってくるものと考えます。

なにより児童生徒の通学時間、経路等が適当であることや、通学支援の方法などを考慮し設定します。また、学校ごとに定められた現在の学区を、複数の統合先に分断してしまわぬように配慮します。

ところで、統合によって旧町単位内での地域間交流は希薄になるという意見もあり

ますが、新「身延町」は発足して8年有余が経過しました。

昭和30年代当初の市町村大合併をみると、旧町村間の融和はまた学区の統合を契機に図られてきたことも事実です。ちなみに、この大合併で、国は特に数多くあった村を統合し概ね8,000人以上の自治体となることを目指しましたが、この人口の目安としては、新制中学校1校の効率的な設置管理にあったと言われていました。

前期計画における統合校の学区の設定は旧町内におけるものでしたが、後期計画は教育環境の改善のみならず、旧町の枠にとどまっている地域間交流から大きく脱却する機会であると捉えています。

(2) 統合準備委員会の設置

統合対象校における新たな教育環境を整えるため、統合に係る合意が関係者間で概ね成されたとする時点で、保護者、学校評議員、教職員等による統合準備委員会を設置します。会では、統合までの諸行事を開催し、また、統合後の学校運営について調査及び協議を行い教育委員会に提言するものとします。統合校における校名、校歌、校章等についてもこの場で協議します。

(3) 既存校舎の利用

すでに町内の要所に学校が存在する以上、今後の学校統合に際し既存の校舎を使用するに支障はないものと考えます。もちろん、児童生徒にとって安全・快適でストレスのない施設整備に努めるものとします。

(4) 意見・要望等の反映

答申に始まり前期計画の実施にいたるまで、関係各位から様々なご意見・ご要望がありました。学校統合の必要性についてご理解をいただきながら、今後のご意見・ご要望を傾聴し、アンケートの結果等とともに可能な限り学校統合に反映するようにします。

(5) 教育予算の重点配分

教育委員会では町長部局と協議を行いながら、統合が進む過程で学校数が減少することによって生ずる余剰経費を全て削減してしまうのではなく、スクールバスなどの通学支援、教育施設・備品の充実、学校職員の指導体制の強化など、保護者の負担軽減や児童生徒への教育効果がより一層高まるよう、厚くこれを充てていくものとします。

6 具体的な統合校に係る計画

小学校

(1) 北部学区：久那土小学校、西島小学校の統合

①両校を統合する理由等

ア 久那土小学校、西島小学校の統合は、山や峠に遮られることがなく比較的
道路や土地が平坦に連なっていることから通学が容易であることに注目しました。

イ 久那土小学校については、同じ旧下部町の下部小学校との統合も検討
しましたが、旧町にこだわる必要はないとする保護者アンケートの結果や、
自動車を使用した場合に、学校間距離が西島小学校との間は下部小学校
よりも2.5km程度近いことなどを考慮しました。

ウ 原小学校を加えた統合も検討しましたが、通学の利便性などから原小
学校は中部学区が適当であると判断しました。

②統合の時期

統合の時期は先行する中学校統合の予定の翌年度、平成29年4月1日と
します。

③使用する校舎

通学に際し児童の疲労度が少なく、同一学区どこからも通学しやすい
位置にある西島小学校の校舎を使用します。

久那土小学校児童数の推移

(ゴシック(塗りつぶし部分)は、複式学級編制対象学年)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	7	9	8	3	10	1	9
2年生	8	7	9	8	3	10	1
3年生	8	8	7	9	8	3	10
4年生	4	8	8	7	9	8	3
5年生	8	4	8	8	7	9	8
6年生	8	8	4	8	8	7	9
合計	43	44	44	43	45	38	40

(数値は平成24年11月1日現在の実員と住民基本台帳による推計。以下の表も同じ。)

西島小学校児童数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	6	16	7	16	6	9	8
2年生	15	6	16	7	16	6	9
3年生	11	15	6	16	7	16	6
4年生	9	11	15	6	16	7	16
5年生	15	9	11	15	6	16	7
6年生	17	15	9	11	15	6	16
合計	73	72	64	71	66	60	62

久那土小学校、西島小学校の統合による児童数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	13	25	15	19	16	10	17
2年生	23	13	25	15	19	16	10
3年生	19	23	13	25	15	19	16
4年生	13	19	23	13	25	15	19
5年生	23	13	19	23	13	25	15
6年生	25	23	13	19	23	13	25
合計	116	116	108	114	111	98	102

(2) 中部学区：下部小学校、原小学校、下山小学校の統合

① 3校を統合する理由等

ア 適正規模、適正配置を考慮した結果ですが、期せずして旧町1校ずつ3校の統合となります。適性規模を実現するために、最終的に町内3小学校を配置するなかで、中部に1校設置するものです。

イ 原小学校及び下山小学校の両校はともに過小規模校といえること、また、両校の校舎が本町では比較的大きな平坦地の南北にあり、結果的に学区を2分割した状態にあることによります。

ウ 下部小学校については、地形的、距離的な要因から児童の通学により負担の軽い選択であると考えます。

また、JR東海の波高島駅近くに中部横断自動車道のインターチェンジが建設されることにより周辺の状況が一変し、下部小学校の保護者や地域の方々の生活圏

は大きく変わるものと思われます。

②統合の時期

統合の時期は先行する中学校統合の予定の翌年度、平成29年4月1日とします。

③使用する校舎

学区のほぼ中央に位置し、建設年次が最も新しく屋内運動場、プールなどの施設が充実している下山小学校の校舎を使用します。

下部小学校児童数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	8	11	6	8	8	7	8
2年生	5	8	11	6	8	8	7
3年生	9	5	8	11	6	8	8
4年生	6	9	5	8	11	6	8
5年生	15	6	9	5	8	11	6
6年生	7	15	6	9	5	8	11
合計	50	54	45	47	46	48	48

下山小学校児童数の推移

(ゴシック(塗りつぶし部分)は、複式学級編制対象学年)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	6	6	5	4	7	3	6
2年生	4	6	6	5	4	7	3
3年生	8	4	6	6	5	4	7
4年生	4	8	4	6	6	5	4
5年生	6	4	8	4	6	6	5
6年生	13	6	4	8	4	6	6
合計	41	34	33	33	32	31	31

原小学校児童数の推移

(ゴシック(塗りつぶし部分)は、複式学級編制対象学年)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	6	7	5	6	8	8	8
2年生	6	6	7	5	6	8	8
3年生	7	6	6	7	5	6	8
4年生	8	7	6	6	7	5	6
5年生	10	8	7	6	6	7	5
6年生	10	10	8	7	6	6	7
合計	47	44	39	37	38	40	42

下部小学校、下山小学校、原小学校の統合による児童数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	20	24	16	18	23	18	22
2年生	15	20	24	16	18	23	18
3年生	24	15	20	24	16	18	23
4年生	18	24	15	20	24	16	18
5年生	31	18	24	15	20	24	16
6年生	30	31	18	24	15	20	24
合計	138	132	117	117	116	119	121

(3) 南部学区：身延小学校、大河内小学校の統合

① 両校を統合する理由等

ア 身延小学校、大河内小学校とも小規模校等であることに変わりなく、児童数は漸減していくものと思われます。両校の統合が成れば、一部の学年は県の基準を満たし2学級となります。

イ 両校の児童の多くは、私立大野山保育園に通いながら就学時に両校へと別れ、さらに身延中学校で再び同窓となる状態にあります。両校が統合することによって教育環境の一貫性を保つことができます。

ウ 両校にとって、地形的な要因が通学等の移動に支障をきたすことは少なく、生活圏が近接しているため地域間交流なども活発なことから、統合に関する大きな支障はないものと考えます。

②統合の時期

統合の時期は、平成30年4月1日とします。

③使用する校舎

身延小学校の校舎を使用します。身延小学校は既に豊岡小学校と統合していること、学区の中心により近いこと、教室数に余裕があり平成22年度に大規模改修を実施していることなどがその理由にあげられます。

身延小学校児童数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	13	15	21	13	27	13	23
2年生	21	13	15	21	13	27	13
3年生	21	21	13	15	21	13	27
4年生	19	21	21	13	15	21	13
5年生	14	19	21	21	13	15	21
6年生	23	14	19	21	21	13	15
合計	111	103	110	104	110	102	112

大河内小学校児童数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	11	12	14	8	10	10	12
2年生	11	11	12	14	8	10	10
3年生	10	11	11	12	14	8	10
4年生	15	10	11	11	12	14	8
5年生	13	15	10	11	11	12	14
6年生	13	13	15	10	11	11	12
合計	73	72	73	66	66	65	66

身延小学校、大河内小学校の統合による児童数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	24	27	35	21	37	23	35
2年生	32	24	27	35	21	37	23
3年生	31	32	24	27	35	21	37
4年生	34	31	32	24	27	35	21
5年生	27	34	31	32	24	27	35
6年生	36	27	34	31	32	24	27
合計	184	175	183	170	176	167	178

中学校

(1) 町内1学区：久那土中学校、下部中学校、中富中学校、身延中学校の統合

① 4校を統合する理由等

ア 平成24年11月現在、各学年の生徒数の平均が、久那土中学校及び下部中学校はともに約10人、中富中学校は28人、旧下山中学校と統合した身延中学校は59人となっています。わずかに身延中学校だけが各学年でクラス替えが可能な2学級となっています。

久那土・下部中学校に限れば、小学校から中学校までほぼ同じ児童・生徒同士で義務教育を終えなければならない状況にあります。

小・中さらに高校へと進むにつれ、子どもたちの就学環境は大きく変わってきます。これに対処するには、管内中学校も今以上の規模が必要となります。

イ 中学校は、小学校の学級担任制から教科担任制へと変わり、各教科とも専門性をもった教員によって授業が行われます。

現在の教諭等配当基準では、全校3学級のままだでは校長以下8人ですが、4校が統合し仮に全校9学級となると16人が配当されることとなります。国語、社会、数学、理科、外国語などに対する教員の重点配置はもちろんですが、音楽、美術、保健体育、技術・家庭など、ともすれば非常勤講師に依頼しがちな教科を充実させることもできます。

ウ 中学校では、保健体育は学習指導要領の改訂により武道が必修となりましたが、1学年10人程度の生徒数と男女の性差まで考えると柔道、相撲などでは習得に支障が生じてしまいます。

学校統合で生徒数が多くなれば、各教科はもちろん課外活動としての部活動などが円滑に行われるために、より高い効果を得られることとなります。

また、同級生のみならず、上級生、下級生が増え、多様で、小規模校等では経験できない学習効果が得られるものと期待されます。

エ 多くの生徒は遠距離通学となりますが、今ある中学校から概ね30分程度で統合校に通うことができ、生徒にとって学校生活の負担とならないよう、スクールバスなどの通学支援を図るものとします。

②統合の時期

統合する管内小学校の学区の受け皿として、これらに先んじて整備する必要があることから、平成28年4月1日とします。

③使用する校舎

ア 校舎は身延中学校を使用します。

イ 新たな統合中学校を建設すると、使用されなくなった4中学校の校舎等すべてが用途廃止及び転用先の確保という問題に直面します。

ウ そのような状況において、身延中学校は現在の管内中学校の生徒総数のほぼ半数を占めていることや、校舎、運動場、屋内運動場、武道館などの教育施設並びに収容能力を考慮しました。

久那土中学校生徒数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	9	8	8	4	8	8	7
2年生	10	9	8	8	4	8	8
3年生	12	10	9	8	8	4	8
合計	31	27	25	20	20	20	23

下部中学校生徒数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	8	7	15	6	9	5	8
2年生	13	8	7	15	6	9	5
3年生	12	13	8	7	15	6	9
合計	33	28	30	28	30	20	22

中富中学校生徒数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	23	27	25	17	18	21	12
2年生	28	23	27	25	17	18	21
3年生	33	28	23	27	25	17	18
合計	84	78	75	69	60	56	51

身延中学校生徒数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	55	49	33	38	39	36	30
2年生	57	55	49	33	38	39	36
3年生	65	57	55	49	33	38	39
合計	177	161	137	120	110	113	105

久那土中学校、下部中学校、中富中学校、身延中学校統合による生徒数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1年生	95	91	81	65	74	70	57
2年生	108	95	91	81	65	74	70
3年生	122	108	95	91	81	65	74
合計	325	294	267	237	220	209	201

7 その他（後期計画において配慮すべき事項）

（1）校舎等教育財産でなくなったものの取扱い

後期計画によって用途廃止により教育財産ではなくなる校舎、屋内運動場、プールなどは小中学校7校を数えます。

他の公共施設のなかでも特に学校は、地域の核となる施設でありとりわけ地域の方々の思い入れが強い施設です。児童生徒が去り大きな建物だけが残された状況は地域にとって決して好ましい状況ではありません。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会は地方公共団体の長の総括の下で教育財産を管理し、地方公共団体の長はこれを取得及び処分することになっています。

答申にもあるとおり、地域の声を聴きながら行政内部の疎通を深め可能な限り地域の活性化に資するよう検討します。

(2) 学校給食調理施設について

答申において、学校給食調理施設は、いずれも最大調理食数を下回って稼動しており効率的ではないこと、また、老朽化著しいことから段階的に再編することが望ましいとされました。

学校統合に係らず現在ある単独校方式2施設、センター方式2施設を最終的に一施設とすることを目標としますが、学校に付帯する施設でもあり統合の状況に合わせて順次整備を検討することにします。